

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年10月6日

愛川町監査委員 小林 晴男

愛川町監査委員 佐藤 理え

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和5年10月5日

3 監査対象課等

教育委員会スポーツ・文化振興課、愛川町スポーツ協会

4 監査の範囲等

教育委員会スポーツ・文化振興課における令和2年度から令和5年度の「愛川町スポーツ協会運営事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況、並びに愛川町スポーツ協会における令和2年度から令和5年度の「愛川町スポーツ協会運営事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況について監査を実施した。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和5年度監査等年間計画等による

6 監査の結果

教育委員会スポーツ・文化振興課、愛川町スポーツ協会

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

7 意見

(1) 教育委員会スポーツ・文化振興課

令和3・4・5年度においては、補助金の交付時期が「補助金等交付決定通知書」の「交付年月日」に記された「6月」ではなく「7月」であった。結果として交付時期が「7月」ではあるが、担当課が「補助金等交付決定通知書」の「交付年月日」を毎年「6月」にしているのは、「6月交付」を念頭に置いてのことと推察される。

ところが、令和5年4月1日に施行された「愛川町スポーツ振興事業補助金交付要綱」の第5条別表で、「愛川町スポーツ協会運営事業の申請書提出期限」を「6月末」にしたところを見ると、必ずしも「6月末までの交付」を想定しているとも思えない。

そのため、補助金の一連の流れ（申請・交付・実績報告・精算）や要綱等を見直し、「補助金等交付決定通知書」に記された「交付年月日」と実際の交付時期が一致するよう改善するとともに、今後も、補助団体が円滑な運営がで

きるよう運営費補助金の早期交付に努められたい。

また、今後も愛川町スポーツ協会等と協力し、本町がさらにスポーツの町として発展するよう尽力されたい。

(2) 愛川町スポーツ協会

協会は、加盟団体（22団体）が実施するスポーツ教室に係る委託料や種目協会強化育成事業（各種の大会や講習会開催）に係る補助金を交付するため、要綱等を整備しているが、立科町交流事業及び愛川町総合体育大会開催に係る補助金については、要綱等が整備されていない。

交付目的や対象経費、補助率などを明確にし、客観性を担保できるよう要綱等の整備を望む。

終わりになりますが、町の財政状況は引き続き厳しい状況にあるようです。町はもとより、愛川町スポーツ協会におきましても、事業見直しの徹底や財源確保のための努力をされるとともに、前例や慣行にとらわれることなく、効率的かつ合理的な運営に努められますようお願いいたします。